

令和 6 年 1 月

お客さま各位

帯広信用金庫

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和 6 年 2 月 21 日（水）より、当座勘定規定（専用約束手形口用）を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

変更前	変更後
1～9. 省略。 10. 支払の範囲 (1) 省略。 <u>(新設)</u> <u>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</u> 11～27. 省略。 以上	1～9. 省略。 10. 支払の範囲 (1) 省略。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3) 手形の金額の一部支払はしません。</u> 11～27. 省略。 以上

以上